

環境省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
26	B	地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る紫色の譲り受けの許可の廃止	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害獣捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(委託者:福島県猟友会)を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく紫色の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 667,560円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 委託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる紫色の譲受については猟知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害獣捕獲に用いる紫色の譲受については猟知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものと考えられる。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警視庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、群馬県、新潟県、岐阜県	北海道、いわき市、千歳市、静岡市、鳥取県、山形県、徳島県、宮崎県	〇狩猟や有害鳥獣捕獲、鳥獣の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で紫色を購入することができ、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きい。 また、事業実施前の準備期間に大勢の捕獲従事者が手続をすることとなるため、交付手続等に負担を要している。 4月から5月はニホンジカが高密度で、個体数増大の一途を辿るため有害な捕獲時期で、早急な捕獲からの事業実施に努めているが、許可証入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じるなど、事業の円滑な実施に支障を及ぼしている。 〇支障事例 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲従事者の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の捕獲従事者(本県では350人程度)が行うため、申請手続に時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる紫色の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で譲受許可が必要とされているが、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための紫色の譲受についても、同様の理由により許可不要とし支障はないと考えられる。	〇火薬類取締法において、火薬類の譲受を許可制としている趣旨は、許可申請時にその目的等を確認することで、火薬類の不正使用を防止し、公共の安全の確保を図らうとするものである。 〇従って、譲受の許可に關しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の確保に支障がないかどうかを確認している。無許可譲受については、例外として、譲受の目的が明らかで公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないと判断できる場合については、数量制限等を設けた上で認めているものである。 〇指定管理鳥獣捕獲等事業は、著しく増加した鳥獣を捕獲することを目的としており、相当数の火薬類(紫色)を消費することが考えられるが、当該事業の従事者が、火薬類(紫色)をどの程度の期間において消費するかの等の実態を明らかにされたい。また、当該事業で消費する火薬類(紫色)の譲受が許可制であることによつて、当該事業の実施に際してどのような支障が生じているのか具体的に示されたい。 〇なお、当該事業を実施するために必要な実態について、火薬類取締法に基づく譲受許可手続を行う際にかかる費用は、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しない。	
35	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業とは、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の助長、都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するために、既述の個体管理等のための事業に加えて、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある場合に実施するものである。 千葉県では、野生鳥獣による平成26年度の農作物の被害金額は約3億9千万円であり、その被害は深刻な状況にあつた。生息数の増大は拡大防止を目的とし、生息域の外縁部等において指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこととしている。 当該事業の実施計画の策定には、生息状況調査や利害関係人からの意見聴取、国との協議など多くの手続が必要となっているが、実施計画の策定に4か月程度の期間を要し、さらに計画策定後に必要となる事業者選定や捕獲準備期間を含めると、実質的な捕獲期間は6か月を満たさない状況となっている。 そのため、実施できない期間中に捕獲の実施区域域内に個体が自由に移動してしまつたため、生息域の拡大を防止しにくく、事業効果が薄くなつてしまつた。 計画策定の量と量、環境省が作成する「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」には「原則として1年以内」に記載されているが、環境省に確認したところ、「原則」の文言について具体的な定めはなく、期間の延長について認められた事例はないとの回答であった。 ※定められた手続き(平成27年度 千葉県実績) ①生息状況調査(約1か月)②前年度の評価・次期計画策定(約1か月)③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取(約2週間)④専門家からの意見聴取(約2週間)⑤国への協議(約1か月) ※指定管理鳥獣とは、イノシシ、ニホンジカ(環境省指定)	捕獲事業の実施期間を長期間確保することができるようになり、連年での働き込みにより捕獲事業の効果が高まるため、指定管理鳥獣の捕獲が促進され、農業被害の低減が期待できる。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	環境省	千葉県	北海道、いわき市、静岡市	〇ニホンジカの個体数を効果的に減らすためには、出現期の4〜5月に、メスジカを捕獲することが有効であるが、現状では、3月上旬までには捕獲を終了する必要がある。 また、年度当初、迅速な契約手続に努めているが、従事者の発効等の事務や火薬類譲受許可等の手続等に時間がかかると、年度当初の捕獲に支障を及ぼしている。 事業実施期間が、複数年を想定することができれば、個体数削減に有効な3月〜5月に捕獲実施が可能となり、効率的な個体数削減が期待できる。 〇捕獲計画策定に必要な調査に時間を要し、また、策定後も契約手続、捕獲準備(入札手続等)にも時間を要し、実質的な捕獲期間が短縮されることについては提案団体と理解である。 加えて、これまで捕獲実施がない鳥獣保護区域などで捕獲を希望する場合は、初年度の成果の検証を踏まえ次年度に調査を要するなど、同一年度で複数年度実施することが効果的な捕獲を行う可能性が大きい。 捕獲準備の準備期間の確保及び複数年度実施する場合の手続きの簡便化からも実施期間を複数年度で認められることとすべきである。	〇「原則として」と付しているとおり、複数年の計画策定を認げるものではない。 〇ただし、複数年の計画策定の場合であっても、交付金を利用する場合は、年度毎の事業評価とそれに基つて次年度事業の改善を図るとともに、交付金交付実績等に則つた年度別の事業報告書等が必要となることから、これらを踏まえてPDCAサイクルにより昨年度の成果や反省点を考慮し、適切な目標を推進することが必要とされている。 〇なお、貴県のご指摘も含めて、事業が効率的に実施されるよう環境省内の決裁の効率化を図るなど手続きの迅速化について検討して参りたい。	
36	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業に交付金事業実施要綱により新たな指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する際の協議を簡素化するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。	鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する場合、利害関係人からの意見聴取や関係地方公共団体との協議など多くの手続が必要となっているが、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用しようとする場合、さらなる手続簡素化が必要となり、結果として実施計画の策定に多くの時間を要している。 例えば、鳥獣保護管理法では、実施計画を定めた場合は環境大臣に報告することとしているが(実施区域に国指定の鳥獣保護区域がある場合は協議も必要)、交付金事業実施要綱では、地方環境事務所を経由して環境省自然環境局長へ協議しなければならない(細部の変更を除く)とされている。 なお、実施計画は技術的助言(環境省通知)に基づいて策定していることから、これまで国との協議において修正等の指摘を受けていない計画策定期間の長期化は計画実施期間の短期化に繋がり、事業の効率化を阻害することから、技術的助言に基づいて計画を策定する場合には、協議を省略するなど手続きを簡素化していただきたい。 ※定められた手続き(平成27年度 千葉県実績) ①生息状況調査(約1か月)②前年度の評価・次期計画策定(約1か月)③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取(約2週間)④専門家への意見聴取(約2週間)⑤国への協議(約1か月) ※①②は国の基本指針に基づくもの。 ④⑤は鳥獣保護管理法第14条の2第4項に基づくもの。 ④⑤は指定管理鳥獣捕獲等交付金事業実施要綱に基づくもの	事務手続を迅速化・簡素化することにより、効果的な捕獲事業を実施するために要する捕獲期間をより多く確保することが可能となり、指定管理鳥獣の捕獲が促進される。	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6(2)イ及びウ	環境省	千葉県	北海道、いわき市、熊本県	―	〇ご指摘のとおり、計画策定に要する期間の長期化は、事業の効率化等の阻害にもつながることから、手続きの迅速化を図る必要がある。 〇その一方で、財務省予算執行調査においても、国が指定する「ホシヅカイノシシ」の半減目標と都道府県が指定する「野鳥」の半減目標等について、等質な関係となるよう、きめ細かく対応が必要であると指摘を受けており、一定の国の関与が引き続き必要となることである。 〇こうした状況を踏まえ、貴県のご指摘も含めて、事業が効率的に実施されるよう環境省内の決裁の効率化を図るなど手続きの迅速化について検討して参りたい。	
166	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	鳥獣保護区における狩猟の特例制度の創設	【制度の概要】 鳥獣保護区(以下、保護区という)内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等(第11条第1項第2号)に基づく捕獲等を含む。また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷をいふ。以下同じ。)が一律に禁止されている。野生鳥獣捕獲が生じている場合等においては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。 【具体的な支障事例】 千葉県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており(平成26年度は4億3,000万円)、このうちイノシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中津北部・飛騨南部・高津南部といったニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の樹木を侵害することによる生息の増進と、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのイノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めてほしい旨の意見が寄せられている。 現行制度において保護区内で捕獲等をするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならないが、近年連年狩猟免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。そのため、捕獲等の拡大が見込めず、イノシシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができ、制度を導入する必要がある。	許可捕獲の捕獲従事者だけでなく、一般の狩猟者が鳥獣保護区で狩猟による捕獲ができるようなら、イノシシ・ニホンジカの捕獲がすすみ、増やすこれらの生息数の低減、ひいては農林業被害額の低減や、生態系への影響を抑制することができる。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	岐阜県	静岡県、兵庫県、広島県	〇本県においてイノシシ・シカ等の被害が多く、狩猟鳥獣(シカ・イノシシ等の有害鳥獣を除く)捕獲禁止区域としての指定を行う場合がある。 しかし、当該区域は鳥獣保護区更新の阻害が懸念される場合の限定的な措置であり、十分な防除対策・有害獣捕獲を既に実施していること(指定の「ハードル」が高)、指定区域にすぎない。 また、鳥獣保護区を更新する場でも、有害鳥獣による農林水産業被害が当該区域において、区域の指定に係る利害関係人の同意を得ることには困難であり、有害鳥獣まで保護する限定的な鳥獣保護区制度が、現状に適合しないという見方がある。 〇近年、鳥獣保護区において、区域の縮小や特定猟具禁止区域への変更を求め申請が市町村から寄せられている。これは、鳥獣保護区周辺の農林業被害が深刻であると認識している。鳥獣保護区では、有害獣捕獲許可により捕獲が可能であるが、県内野鳥では、捕獲機会減少の懸念が強く、有害鳥獣中の有害捕獲許可対象とする種があり、狩猟において鳥獣保護区での捕獲は、一部の捕獲種を除いてほとんど行われていないのが現状である。	〇鳥獣保護区内であっても、都道府県の判断で、都道府県知事の許可を得て行う捕獲(許可捕獲)や、集中的に捕獲を行う事業(指定管理鳥獣捕獲等事業等)の実施が可能。鳥獣保護区内では、その他の鳥獣の生息状況に配慮しながら、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により被害対策を図ることが基本的な対応。 〇許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業では、狩猟期間内外に限らず、連年、必要な捕獲を、必要と認められることが可能。狩猟期間中は、鳥獣保護区で捕獲を希望している方々に対し、必要に応じて、狩猟期間中の捕獲許可を与えたいものではない。仮に、捕獲許可の運用が厳しいことにより捕獲従事者が限定されているのであれば、まずこれらの運用の実態を精査し、見直しをすべきではないか。 (参考)例えば、法令上は、許可捕獲に従事しよう方については制則はない(県外の方も許可を取得することが可能)ところ、岐阜県の第11次鳥獣保護区更新計画第4(4)②③に規定する被害防止を目的とした捕獲の許可基準において、許可対象者の条件として、当該年度又は前年度の狩猟者登録(又は「有害鳥獣の種類の乗換」)を認めているなど、国が基本指針において示す許可基準の考え方や比べて許可対象者をより限定的にする条件が定められ、県による捕獲許可の運用によって、許可捕獲の従事者が限定されている可能性がある。 〇なお、提案においては、平成26年の法改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業の実態状況や制度評価等が加味されていない。法改正の趣旨も踏まえ、鳥獣の管理を推進するため、県が必要に応じて鳥獣保護区も含めて当該事業を強化し、適切な捕獲許可の運用を図ることが先決と考えられる。 〇また、狩猟を認めることが適当で、鳥獣保護区により鳥獣の保護を図る必要があると判断された場合、又はそのよう区域については、都道府県知事の権限で鳥獣保護区を解除することが可能。県指定の鳥獣保護区指定・解除については、都道府県の自治事務であるところ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県において適切に判断されたい。 〇なお、従来通り、特例的に鳥獣保護区で狩猟を認めた場合、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と併行し、狩猟の行方を把握・制御することは不可能となり、鳥獣保護区内で発生する鳥獣の営巣放棄につながる等、鳥獣保護区が本来果たすべき鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす懸念がある。また、合法的な捕獲行為なのか、指定された鳥獣だけを狩猟として捕獲しているのか、といった点が明確となり、事業上、鳥獣保護区での管理がきつくなるおそれがある。これらのことから、鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、狩猟を禁止し、鳥獣の保護を図るという鳥獣保護区制度の趣旨を損なうものとする。 以上より、狩猟を禁止している鳥獣保護区内において、狩猟を認めることは適当ではなく、受け入れられない。許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業等の適切な運用・実施、又は、県指定の鳥獣保護区を解除等、現行制度の範囲内において、都道府県の権限で十分な対応が可能と考えられる。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>【公共の安全の維持に関する支障について】</p> <p>○本稿の実態として、火薬類取締法に基づく(実色の)譲受が既に許可不要として措置されている有害鳥獣の許可捕獲を実施している者(各町村の有害鳥獣捕獲活動従事者)と、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者とは同一(福鳥親友会)であり、実色の管理を含めた適切な取り扱いについて十分な実情がある。</p> <p>○指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者における実色の使用実態としては、平成27年9月から平成28年7月までの消費が一あたり平均19発(抽出調査結果)であり、これは有害鳥獣許可捕獲での無許可譲り受け上限300発に比較しても少量である。</p> <p>○これらを踏まえれば、指定管理鳥獣捕獲等事業における実色の譲り受けは、目的が明確であると共に、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。</p> <p>【火薬類(実色)の譲受が許可制であることによる具体的な支障案件】</p> <p>○同一人が同じ有害鳥獣の捕獲を行うため実色を譲り受けるにもかかわらず、狩猟等は届出制、指定管理鳥獣捕獲等事業は許可制であるため、それぞれ別の手続きをしなければならないだけで実色の管理を煩雑している。こうしたことが、従事者にとって大きな負担となっており、指定管理鳥獣捕獲等事業への参加を避ける者もいる。</p> <p>○このように、手続面及び実色の管理面での負担により、指定管理鳥獣捕獲等事業の取組に参加しない者がいるため、指定管理鳥獣捕獲の実績が伸びず、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進の支障となっている。</p> <p>本稿における指定管理鳥獣捕獲等事業の実色の使用実態、支障事例等は以上であり、提案事項について対応いただきたい。</p> <p>なお、それでも対応が困難とする場合には、国においても、指定管理鳥獣捕獲等事業の実色の使用実態に係る全国調査を行っていただき、現状と課題の把握に努めていただきたい上で、対応の方向性を検討いただきたい。</p>	有	<p>【千葉県】</p> <p>本県における昨年度における指定管理鳥獣捕獲等事業において火薬類を購入した実績は、許可申請者数92人、購入火薬類は約20kg(約100kg)と、専ら鳥獣の駆除にのみ使用されており、(使用→取止)のみの使用、捕獲従事者に危険が及ぶと判断した場合に限りに、以上の止め刺しで使用している。)不要となった銃弾⇒射撃場等で処理済。</p> <p>○指定管理鳥獣捕獲等事業は、相当数の火薬類を消費する。上の見解であるが、当県では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたって、当該鳥獣の生息域の外縁部つまり生息数の少ない地域で実施することにより、相当数の弾丸を購入することは、想定せず、負荷の軽減とは異なるものである。</p> <p>ただし、火薬類取締法において、許可申請時とその目的等を確認し、火薬類の不正使用を防止し、公共の安全の確保を図らうとする趣旨について従らざることを、数量制限等を設けた上で認めていただきたい。</p> <p>【群馬県】</p> <p>群馬県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況</p> <p>○実施期間 10ヶ月(27年度実施)</p> <p>○従事者の火薬類(実色)の消費量計算 1,569銃の銃弾(427実色)×2(2発/1回命中と仮定)＝3,138個</p> <p>○実態に関する支障</p> <p>-従事者全員が申請手続のため警察署に行く必要があり、1人当たり手続に約20分を要する(428実色/聞き取り)</p> <p>-全体での所要時間:銃捕獲従事者600人×20分＝12,000分＝200時間 ※1日8時間換算で25日を要する。</p> <p>(実際には警察署までの往復の所要時間、手続きのために他のことができない半日程度の時間が別途必要となる。)</p> <p>○対応する警察署職員との日程を調整の時間を加えると、シカが出席する前の個体数管理上重要な季節の捕獲が、火薬類の譲受許可手続が必要な場合と比較し、約3週間開始に遅れが生じ、事業の円滑な実施に支障が出ている(428実色/聞き取り)。</p> <p>このことから、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための譲受許可を不要とすることを要する。</p> <p>【山口県】</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が委託して実施する公共事業であり、実施は安全管理体制や捕獲従事者の技能及び知識が法定の基準に適合すると都道府県から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者等に任されている。</p> <p>このため、無許可で火薬及び実色を譲り受けができる有害鳥獣捕獲許可による捕獲や登録狩猟と比較して、目的がより明確で安全性が高く、安全も高いと考えられる。</p> <p>また、本県の指定管理鳥獣捕獲等事業は、ニホンジカの捕獲を狩猟期間に実施しているが、捕獲従事者は、ニホンジカ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、登録狩猟もしている。</p> <p>狩猟期間に捕獲等事業に使用する火薬及び実色については許可が必要であり、登録狩猟の火薬及び実色でも、登録狩猟により無許可で譲り受けできる数量(無煙火薬又は黒色用火薬の合計600g以下、銃用雷管又は実色300個以下(ライフル銃の場合50個以下))の範囲内である。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に使用する火薬及び実色については許可が必要であり、登録狩猟の火薬及び実色は、当該事業には使用できないため、捕獲従事者は、本来、登録狩猟に係る火薬及び実色で実施できるにもかかわらず、許可申請を行っている。</p> <p>許可申請については、1発あたり2,400円の申請手数料に加え、許可申請及び許可書の交付の受理をするため、平日に2度公安委員会に行く必要があり、通常的に仕事を行っている捕獲従事者にとって業務を休む必要があり、負担となっている。</p> <p>なお、本県では、有害鳥獣捕獲許可も、個別許可ではなく、一定期間において包括的に捕獲許可を行っており、指定管理鳥獣捕獲等事業を有害鳥獣捕獲許可による捕獲の期間に実施しても同様な状況となる。</p> <p>※使用量の多い捕獲従事者でも火薬400g、実色200個程度である。</p> <p>【鳥取県】</p> <p>○譲受許可手続に係る費用については、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しないものの、本県においても、事業実施前の短期間に、200名程度の捕獲従事者が一斉に手続きを行うこととなるため、手続に日数を要し、適正な時期に効果的な捕獲が実施できないなど、事業実施に支障が生じている。</p> <p>○また、獲獲数の許可管理に用いる実色の譲受は、都道府県公安委員会の許可が不要となっており、当該事業についても、譲受の目的が明らかであり、数量制限等を設けた上で許可不要としても支障はないと考えられる。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実色の許可については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見は十分に尊重されたい。</p> <p>なお、手続きにかかる費用については、所管者からの回答が「従事者による費用負担は発生しない」となっているが、事実関係について提案団体と間で十分確認を行わなければならない。</p>	<p>○火薬類取締法において、譲受の許可に際しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がないかどうかを確認している。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業は、既存の鳥獣法第55条に基づく狩猟者登録を受けた者又は鳥獣法第9条に基づく許可を受けた者がその従事者になることが想定され、これらの者の実色の保有量が増加することも想定されるため、無許可譲り受けを認めることについては、慎重な検討が必要である。</p> <p>一方、提案案は、危険物を管理するために必要な措置を、手間と費用がかかるからと言う理由で撤廃を要望しているが、以下の点で、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に当該許可制が影響を与えているとは考えられない。したがって、提案を受け入れることは困難である。</p> <p>○譲受許可手続について</p> <p>当該事業は、都道府県の委託事業であり、当該許可に必要な従事者による費用負担は発生しない。</p> <p>なお、火薬類の譲り受け許可に必要な手続きについては、標準処理期間である3日以内には交付されるものと承知しており、一貫し手間がかかるものとは認められない。</p> <p>○実色の管理について</p> <p>現在、無許可での実色の譲り受けを認めている有害鳥獣捕獲(鳥獣法第9条)、狩猟(鳥獣法第55条)については、鳥獣法における別の制度であるため、火薬取締法でもそれぞれの制度の目的で譲り受けた実色は、それぞれの目的に照らして別々に管理されているものと認識している。そのため、指定管理鳥獣捕獲等事業についても鳥獣法における別の制度であるため、これまで無許可で譲り受けていた実色と同様、それぞれの目的に応じて別々の管理が必要。</p> <p>なお、指定管理鳥獣捕獲等事業については、都道府県から委託される事業であり、実色の管理、事業終了時の残火薬の個数も含め必要な費用が計上されていると考えられ、提案案においても公表で取得した実色と個人で取得した実色を混同して取り扱わないよう指導しているのではない。</p> <p>○従事者について</p> <p>提案案の見解では、実色の譲受け許可制があるが故に、当該事業に必要な従事者が集まりにくいことであるが、提案案の昨年度の実績では、事業実施のための譲受け許可申請者が合計362人確保されており、人数は十分確保されていると考えられる。</p>		
<p>○本提案は、地域の実情に応じて実施期間の複数年化も認められるよう要件の緩和を求めるものである。</p> <p>○一次回答では、現行制度において複数年化が可能であるとの見解が示されたが、基本指針において「原則として1年以内とされているもの」、「原則」の文言解釈について特段の定めがないなど、どのような場合に認められるかの明確化が必要。</p> <p>○つまりは、地域の実情に応じて臨機応変に計画の複数年化が可能である旨、通知の発出などにより広く明確に周知していただきたい。</p> <p>○なお、交付金を活用する場合は、複数年計画であっても年度ごとに事業評価が必要とのことだが、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針(附第4条第2)」で実施期間の考え方として年度を超えることも想定されており、同指針IV第六では評価時期は実施期間の期間が終了したときとされていることから、指定管理鳥獣捕獲等事業終了後の評価で足りるものと考ええる。</p>	有	<p>【静岡県】</p> <p>○複数年の実施計画が認められる具体的なケースについて例示願いたい。</p> <p>○また、複数年の実施計画が認められる場合には、交付金の内示等も同様に複数年で示されれば、空白期間の短縮に繋がると考えられる。</p> <p>○また、獲獲数の実施計画が認められた場合の事業評価については、出席期間の4～5月に捕獲を可能とするため、計画期間中での昨年度の状況を踏まえた中間評価とし、期間終了後に総合的な評価を行うサイクルとすることが必要である。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○平成28年6月30日付けで中央環境審議会から答申された鳥獣法に基づく基本指針では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画について、「年度をまたぐことや、1年を超えること」も想定されると明記されており、年度初めの事先の捕獲についても対応できるように明確化したところである。今後、通知において「年度をまたぐことや、1年を超えることが可能な旨」を明記し、より具体的に記すものとする。併せて、事業評価の提出方法についても検討を行う。</p> <p>○また、交付金の複数年内示等については、当該交付金が単年度の予算措置であり、年度によって予算編成が変動する可能性があること、また、予算会計年度も年度であるため、複数年の内示等は難しいことをご理解願う。</p>		
<p>○国が設定するニホンジカやイノシシの半減目標と県が作成する実施計画との整合性をとる必要があることは、理解できる。</p> <p>○しかしながら、県では、国が定める基本指針に則して、鳥獣保護管理事業計画及び第二次特定鳥獣管理計画を策定し、その目的を達成するため指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定していることから、国の目標との整合性は確保されていると考えられ、実際、協議において修正等の指摘はこれまで受けていない。</p> <p>○なお、実施要綱(1)の規定に基づき事業計画書を提出する際に、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の目標及び設定の考え方の欄があり、事業計画の承認時点で、国の目標との整合性については確認できるものであって、指摘のあった態態については解消されるものとする。</p> <p>○また、交付金を活用しない実施計画を策定し、捕獲のみ交付金を活用する場合の実施計画は、実施要綱6(2)アの規定により提出のみ(協議不要)とされている。</p> <p>以上の点から、実施計画の協議は不要であると考えられるため、引き続き検討願いたい。</p>	有	<p>【静岡県】</p> <p>鳥獣保護区では、有害鳥獣捕獲許可により捕獲が可能であるが、市町によっては、違法捕獲と誤認されるのを防ぐため、狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を控える傾向がある。そのため、たとえ有害鳥獣が増加しているとしても、狩猟期間においては十分に鳥獣保護区内での捕獲を行えないのが現状である。</p> <p>現場においては、農家の高齢化に伴い防除対策の担い手の確保が困難となっており、関係者からは、従来対応していた有害鳥獣が出たことから鳥獣保護区制度そのものを否定する声も上がっている。</p> <p>鳥獣保護区の解除を1区域でも実施してしまうと、その周辺や他の区域についても解除を強く求められる可能性があり、多くの鳥獣保護区が撤廃されるような状況に陥りかねない。現状、鳥獣保護区の拡大や狩猟の管理が難しくなると、今後、減少が懸念される中、鳥獣保護区制度を維持していくためには、規制の緩和、新たなカテゴリーの設置などが必要ではないかと考えられる。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○以下の点に備え、提案の特例制度を創設すべきではないか。</p> <p>①提案団体は、指定管理鳥獣捕獲等事業の活用など並行して提案の特例制度を導入することで、鳥獣の保護は維持しつつ、土日を中心に活動している狩猟者を保護区内のシカ・イノシシの捕獲に可能な限り動員したいという意向があり、分権の観点から自由な選択の枠組みを認めることが重要である。</p> <p>②また、法に基づき狩猟者登録(55発)や報告義務(66発)のほか、「シカ・イノシシ出猟カレンジャー」などの取組により狩猟者の行動の把握は可能である。また、提案の特例制度については、法的な規制としても、鳥獣保護区は実質的に「狩猟行為」のみを規制している区域であり、そこにより制度の趣旨を担保していることから考えれば、一定の条件下であったとしても、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、鳥獣保護区制度を脅かすものではない。</p> <p>③一方で、提案のような区域・方法・期間を限定してニホンジカ・イノシシ等の鳥獣の捕獲を認める区域は、鳥獣保護区を解除した上で、法第14条第2項に基づく「狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域」や、法第14条第1項に基づき「特例休猟区」により実現可能である。よって、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、既存の制度と重複し、制度全体を複雑にする。</p> <p>④また、①のような鳥獣保護区制度の趣旨・成り立ちから、鳥獣保護区において狩猟を禁止する制度上・社会上の要請は高く、自然保護や環境保全の観点から、「規制の骨抜き」などと厳しい指摘を受ける可能性が高い。</p> <p>⑤さらに、これまで自由な意思に基づく狩猟行為を認めていなかった鳥獣保護区において何らの調整もなく狩猟行為を認めることは、事故の増加(狩猟者同士の事故、地元住民やハイカー等への加害など)のほか、なわばりをめぐる地域のトラブルの増加が懸念される。</p> <p>⑥加えて、狩猟期間中に、狩猟可能な区域で指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を実施する場合は、事故等も避けるため、あらかじめ捕獲を行う時間帯や区域について、当該区域に入猟する狩猟者や調整を図る必要がある。この点、調整の結果、鳥獣保護区内での指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲の実施期間や実施区域が制限される可能性が高く、逆に、十分な捕獲が進まず、鳥獣保護区内での鳥獣の計画的な管理が円滑に進まないおそれがある。</p> <p>※全文は別紙参照</p>		



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せて持っていることが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理者に対する新たな業務となった機器の点検については、機器の管理者の責務に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せて持つ必要性はない。</p> <p>○また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような環境関係法令に基づく立入検査等に併せてフロン排出抑制法に係る機器についても立入検査等を行うことが、政令市・中核市が審議している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。</p> <p>○さらに、政令市・中核市の区域において、市と都道府県の双方が個別に立入検査等を行うことは、二重行政的な弊害も生じている。</p> <p>○以上のことから、本件の提案事項については、早急に改善措置を講ずる必要があり、「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる」という性質のものではない。</p>				<p>【全国知事会】 関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。</p>		<p>機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、管理者自身による簡易点検時における履歴の確認とともに、定期点検時の充填回収業者が発行する充填・回収証明書の有無及び充填・回収量の履歴から、当該充填回収業者が、作業を行う区域を管轄する都道府県に登録された者であるか、都道府県への登録時や変更届出後の内容(充填・回収しようとするフロン種の種類等)に基づき作業が行われていたかなどの確認も必要であることから、登録された充填回収業者に関する情報を併せて持っていることが必要である。</p> <p>○一方、都道府県が管理者に対する立入検査や係る指導等を行うことは、管理者における機器点検等の実効性を高めるとともに、都道府県が監督する充填回収業者について、現場状況から法令遵守の確認や必要に応じた指導等を行う基本となることから、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政が一体的に行うことが効果的かつ効率的である。</p> <p>○また、立入検査や係る指導等を行うときに、政令市・中核市及び充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限が規定されている。本件提案の権限を規定している現行の法律(新法)は、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところ、新法の附則第11条において、「法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると思われるときは、新法の規定について検討を促し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされていることから、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等のあらゆる関係者の意見を踏まえ検討し合意形成がなされるべきものである。</p>
<p>・地方自治法と会計法令で異なる規程があるため、事務負担の増加や工事着工の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違ふことで、入札業者の混乱が生じることが危惧される。</p> <p>・会計法の見直しについては、財務省へ要請しているところであるが、検討状況を踏まえ、地域の実情にあわせて事務が執行できるように下記改正案に基づく、「国立公園等整備事業実施要領(施行委任)」の改正について検討をお願いします。</p> <p>【改正案①】 〔現行〕 前文(略)・・・実施する事業(以下「施行委任事業」という。)の執行については、会計法及びその他会計に関する法令によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 〔改正案〕 前文(略)・・・実施する事業(以下「施行委任事業」という。)の執行については、地方自治法及び地方自治法施行令、その他地方自治体で定める会計に関する規則等によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 【改正案②】 重要領において、自治体が個別に規定する会計規則等で定めている予定価格の事前公表ができる旨を記載。 【改正案③】 重要領において、地方自治法施行令167条の10第2項の規定にある最低制限価格の設定ができる旨を記載。</p>						<p>○施行委任の事業については、その費用が国の予算に計上されており、これを充てて行うこととなることから、地方公共団体の職員も、国の予算の執行に関する手続法である会計法令に即して執行を行う必要がある。</p> <p>○そのため、都道府県の同意を得た上で、国の会計事務を都道府県の職員が行うこととしているものであり、会計法令の規定の準用を前提に作成されている国立公園等整備事業実施要領の改正は困難である。</p>
<p>地方自治体は、国立公園や都道府県立自然公園の管理責任をも担っており、開発と保護のチェック&amp;バランスを確保しながら保護管理はできる。</p> <p>また、IUCNの保護地管理カテゴリーに関するガイドラインには、国立公園の管理責任として、「国に加え、他のレベルの政府機関等まで拡大する事もありうる。」と記述されており、ご指摘の「国立公園は国が保護するという国際標準から逸脱する」ということには、当てはまらない。</p>				<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>		<p>○国立公園を全国的・国際的な観点から管理するにあたっては、国土の生物多様性保全の観点から地域の自然環境の特徴を捉え、風俗風土の影響や公益性及び比較優位などを適切に行うために、制約性から管理手法及び管理手法が統一的な考え方や能力を備え、開発利益と独立した組織により管理を行うべきである。</p> <p>○また、IUCNが定めた国立公園の定義において、「保護のための施策を講じている国内で最高の権限を有する行政機関である地域」とされているところ、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体は許容基準の枠を超えて管理及び保護を担うことは、国の運行行政機関が保護を担い開発と保護のチェック&amp;バランスを確保することが実体上出来なくなってしまう。上述国際標準から大きく逸脱することになってしまうことを一次回答で指摘させていただいた。</p> <p>○なお、現行制度においても、自然的、社会経済的条件から判断して環境大臣が許可基準の特例を設けることは可能であり、その検討においては従来より当該地区に属する自治体の意見を踏まえることとしている。国と地方自治体、その他地域の関係者が協働して国立公園の管理運営を行う体制を構築することは、極めて重要であると考えており、支援事例にあげられている瀬戸内海国立公園六甲地域においても、現地に駐在する神戸自然保護会を通じて現状における課題を提案団体と共有し、六甲地域の望ましい姿について検討して参りたい。</p>
<p>本県の提案は、都道府県知事が自然公園法第20条第6項及び第68条2項にかかる許可にあたり、環境大臣協議に時間を要しており、迅速な対応ができないことから、法定協議を廃止すべきとの趣旨である。</p> <p>鳥獣害対策に係る防護柵の設置等以外の規程第11条の3第1号及び第2号の行為についても、同様に法定協議は廃止すべきである。</p> <p>○なお、大規模な行為の許可にあたっては、許可の判断の参考として、必要な事務的協議は当該規定に関わらず行うことになると考えている。</p>				<p>【全国知事会】 国立公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣の協議については、地方分権改革推進委員第2次報告の趣旨を踏まえ、廃止するべきである。</p>	<p>○第1次回答にあるように、「協議対象となる行為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべき」である。</p> <p>施行規則第11条の3第2号については、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月閣議決定、第2次見直し)策定時の議論において、同条第1号と同様に「大規模な開発行為」に係る規定と整理されていることや、許可等の多くの行為が自由事業である国立公園制度の実態を踏まえれば、法定協議を廃止しても、都道府県知事の責任において事務執行が可能であると考えられる。</p> <p>このため、第2号についても廃止した上で、法第20条第6項の「当該国立公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して」の規定を「国際条約に関する地域において」に明確に限定するなど、抜本的な見直しを図るべきではないか。</p>	<p>○鳥獣害対策に係る防護柵の設置等以外の規程第11条の3第1号及び第2号の行為についても、同様に法定協議は廃止すべきとの提案団体のご指摘や、全国知事会の御意見、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点を踏まえ、自然公園法施行規則第11条の3を改正し、同条第1号の規定を削除することにより、当該規定に係る環境大臣協議を廃止する方針で作業を進めてまいり、慎重に検討してまいりたい。</p> <p>○一方、同条第2号の規定に関する行為については、自然環境に与える影響が極めて大きい行為であり、慎重な検討を要するところ、提案団体からは具体的な支援事例が示されておらず、また提案団体以外の都道府県知事の意向も踏まえるべきであることから、これらの事項を内閣府を通じて審議した上で、慎重に検討してまいりたい。</p> <p>○提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点にある「法第20条第5項の「当該国立公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して」の規定を「国際条約に関する地域において」に明確に限定するなど、抜本的な見直しを図るべきではないか。」との点に関しては、法第20条第5項の現行規定でも特例の支援事例はなく、上述の第2号の規定についても慎重に検討すべきであることから、当該規定については維持することとしたい。</p>
<p>本提案後も、ラドン温泉源の処分に関する市民からの問い合わせがあったが、本市では適切な処理方法を助言できず苦情に発展した。さらには、当該ラドン温泉源が排出され、市はそれを処理できないまま保管するに至っている。</p> <p>この原因は、ラドン温泉源のような低レベル放射性物質の適切な処理方法を固く示していないことにあるといわざるを得ず、近年の放射性物質に対する市民感情を考えると、今後、このような事例や市民からの処理方法に関する問い合わせが増加することが予想される。</p> <p>そもそも本提案における低レベル放射性物質の処理の問題については、東日本大震災や原発事故に伴って生じたものではないのだから、業容を備った放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行うにしても、できる限り早期に結論を示すべきであり、また結論が出るまでの間においても一定の対処方法を示していただければ、市民の安心、安全は確保できない。</p> <p>したがって、関係省庁におかれては、どのようなスケジュールで対処していくのかを明示していただくとともに、それまでの間に市がとるべき対応をお示しいただきたい。</p>		<p>【北区】 ○廃掃法の規制対象から除外されるものであって、かつ放射線障害防止法等の関係法令においても規制の対象とならない放射性物質を含む不要物の取り扱いについて、原子力規制委員会のガイドライン(平成21年6月20日)「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全管理に関するガイドライン」では、廃掃法上の産業廃棄物として処分する旨の記述もあることから、関係省庁間と見解を調整したうえで、早急に結論を示していただきたい。</p> <p>【鳥取県】 ○鳥取を含め、提案自治体の問題事例は、特措法の対象とする福島原発事故由来の特定廃棄物に係るものではなく、今後とも慣常的に発生し得るものであり、かつ現行の法制度から外れてしまい、その処理に困難を極めていることを考えると、一次回答にあるような特措法の点検のタイミングを持つのではなく、早急に検討されるべきものである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>○放射性物質及びこれによって汚染された物については、廃棄物処理法上はその性質の特異性から、規制対象から除外され、放射線障害防止法等の関係法令においてその取扱いが規制されているところ。</p> <p>○一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故起因の汚染廃棄物については、現在、放射性物質汚染処理特措法等に基づき、その処理が行われているところ。</p> <p>○このため、廃棄物処理法における放射性物質の適用除外規定の取扱いについては、他法令との関係や当該汚染廃棄物等の処理責任の整合性等の観点から精査し、検討する必要がある。</p> <p>○したがって、本提案については、改めて特措法の施行・運用状況の点検が行われた際にその点検結果も勘案しつつ慎重に検討すべきものと考えられ、たちに対応することが困難であることをご理解いただきたい。</p>	
<p>産業廃棄物管理票交付状況報告書については、環境省から当該報告書を集計する等により、廃棄物処理計画等の立案に活用するよう助言されているところである。</p> <p>しかし、当該報告書の内容は、①産業廃棄物の排出量、②産業廃棄物の排出場所から中間処分場までの移動状況、③産業廃棄物管理票交付枚数に限られており、更に産業廃棄物管理票の交付を要しない自己処理については、報告書が提出されないなど、ご限られた情報しか得られないため、当該報告書の集計結果を各種計画の立案に活用することは困難である。</p> <p>よって、本県にとって産業廃棄物管理票交付状況報告書を集計しても利益はないことから、廃止により事務・経費の削減を図って頂きたい。</p>				<p>【全国知事会】 集計結果の情報の提供の必要性を検証し、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 集計結果に基づくデータを活用している自治体もあることから、慎重に検討されたい。</p>		<p>○今年度中にとりまとめを予定している循環利用量調査改善検討会において、産業廃棄物管理票交付状況報告書の集計結果に基づく統計データの更なる活用可能性を含め検討を予定している。当該検討会の結果を踏まえ、産業廃棄物管理票交付状況報告書の集計結果等の取扱いについて検討する。</p>



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>法律上位置付けられた、動物取扱責任者と同様に試験によらず一定の実務経験から選任される資格に、食品衛生管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者等があるが、これらの中で、毎年研修が義務付けられているのは、動物取扱責任者のみであり、地方自治体の負担も大きいものとなっている。</p> <p>ご指摘の「時間配分等を工夫すれば」とはいえ、施行規則10条3項3号のイ、ロ、ハにて研修内容が決められており、各項目にそれなりに時間を要することは自明であり、規則で規定していること自体が地方分権の観点から問題としている。</p> <p>また、国民生活センターのペット動物相談は、販売業、保管業にかかるとあり、適切に業務をこなしている業者も一律に受講させる必要性を認めがたく、業者への情報伝達は、例えば、①登録時、②更新時、③法改正時などに研修を実施し、その他、苦情があるような問題のある業者等には個別指導等を行うことで、法の規制に堪えます。その旨の理解は得られると考える。</p> <p>環境省の「中央環境審議会動物部会動物愛護管理のあり方検討小委員会のH23報告書」において、動物取扱責任者研修の緩和が指摘されており、さらに、総務省が「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく(動物)の中で」規制の有効性・効果の検証が明らかでないものとして、環境省に動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供のあり方などを整理しつつ、実施方法を見直すことと報告していることを踏まえ、研修の回数等の義務付けについて見直しを検討すべきである。</p> <p>なお、全国共通の登録制度で全国一律で基準水準を上げるのであれば、環境省が研修の具体的な資料やDVDなどを作成し、全自治体へ提供すべきである。</p>		<p>【広島県】</p> <p>○動物取扱業者が関係する苦情、トラブル等の件数については、業種や地域により、大きく差があることから、動物取扱業者に対する指導は効果的かつ効率的に行うために、動物取扱責任者研修の受講回数については全国一律とするのではなく、各自治体が地域の実情に応じて受講回数を設定できるようにすべきと考える。</p> <p>なお、本県において、動物愛護センターに寄せられた動物取扱業者に関する苦情は平成25年度27件、平成26年度8件、平成27年度9件であった。</p> <p>【愛媛県】</p> <p>○平成18年以降、国民生活センターには、毎年1,000件以上のペット動物相談が寄せられていることだが、本県における事例と同様、その大半は「返金」、「治療費の補償」、「血縁証」の未送付などの取柄に関するもの、及び「健康状態」などの品質に関するものであると考えられる。</p> <p>このことから、これらの相談件数をもって動物の愛護及び管理の関する法律の遵守状況の評価と、一律に動物取扱責任者研修を1年に1回以上受けさせることの根拠とするのは不適当であると考える。</p> <p>研修内容について、自治体それぞれ地域の実情を踏まえ動物取扱業の業種や取り扱う動物の違いに応じて講義内容をアレンジすることは可能であるが、専門的知識を有する学識経験者等の招致について財政的負担が大きいため、講師派遣に対する支援を要する。</p> <p>寄附する自治体への研修資料の支援について、どのような計画であるのか、今後の準備の都合もあることから具体的な内容をお示し願いたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>動物取扱責任者研修の実施方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>○動物取扱責任者研修の緩和については、自治体における個別の業者に対する監視指導等の実施状況等も踏まえ、第一種動物取扱業の業務の適正な実施を確保する観点から検討するものと考えている。</p> <p>○自治体の監視指導については、毎年度、動物愛護管理行政事務提案において調査しており、平成27年度の調査における自治体の監視・指導の実施率は、第一種動物取扱業施設数比で91%～92.9%と自治体間で実施状況に差がある。</p> <p>○環境省では、平成26年12月に実施した、第一種動物取扱業の監視指導等に関する調査では、自治体の監視指導の計画の有無、監視指導のマニュアルやチェックリストの有無等を調査し、いくつかの自治体の例も含め、結果を情報提供しているところ。</p> <p>○ご提案を踏まえ、第一種動物取扱業の業務の適正な実施の確保の観点から、来年度に自治体における監視指導の実施を要請し、動物取扱責任者研修や自治体における動物取扱業者への監視指導のあり方を検討していく。</p> <p>○また、研修資料の作成については、どのような資料が必要なのか都道府県等の意向調査を実施し、来年度に作成する方向で調整していく。</p>
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を要し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画書の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画書の提出を一度にすることを簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>○現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主要大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を发出している。</p> <p>○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性を妨げるものではないと考えている。</p> <p>○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画書の提出を一度にすることを原則とする等、次回半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。</p>
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画書の基本的内容を修正する必要はあるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>○事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>○なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい関連点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。</p>
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画書の基本的内容を修正する必要はあるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>○事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>○なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい関連点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。</p>